

自主防災会活動事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、防災・減災活動並びに災害時における救助・救護活動、初期消火及び避難活動等の中心となる町内の自主防災会（以下「自主防災会」という。）の活動を支援するため、遊佐町補助金の交付に関する規則（昭和44年規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2条 交付の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業で、国、県及び町の補助金等の交付を受けていない事業とし、事業費の額が3万円以上の事業とする。

(1) 資機材等整備事業

- ア 自主防災会で使用する発電機等の資機材の購入
- イ 自主防災会で使用する非常食等の備蓄品の購入

(2) 避難路等整備事業

- ア 避難路等の整備に伴う消耗品、備品の購入、工事費等

(3) 研修事業

- ア 自主防災会で実施する防災に関する講習会、研修会

(4) その他、自主防災活動で町長が認めるもの

(事業実施主体)

第3条 事業実施主体は、集落で組織する自主防災会とする。

(交付申請)

第4条 自主防災会活動事業助成金の交付を受けようとする自主防災会は、自主防災会活動事業助成金交付申請書（別紙様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付金額を決定するものとする。

2 町長は、前項に定める助成金の交付の決定を行ったときは、自主防災会活動事業助成金（変更）交付決定通知書（別紙様式第2号）により、自主防災会に通知するものとする。

(助成金の額)

第6条 助成金は予算の範囲内で交付する。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 助成金の額は事業費の3分の2以内の額とし、20万円を上限とする。

(事業計画の変更等)

第7条 助成金の交付決定を受けた自主防災会で、当該事業に次の各号に掲げるいずれかの変更が生じたときは、自主防災会活動事業助成金変更承認申請書(別紙様式第3号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 総事業費の20%を超える増減が生じたとき
- (2) 施工場所又は設置場所の変更
- (3) 主要工事の内容変更及び施設等の主要構造、主要機能の変更又は機能等の変更
- (4) その他、町長が必要と認めたとき

2 自主防災会は、助成金の交付決定を受けた事業を中止するときは、自主防災会活動事業助成金取下申請書(別紙様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 自主防災会は、助成事業が完了したときは、速やかに自主防災会活動助成金実績報告書(別紙様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 町長は、前条の規定に基づく実績報告書の提出があったときは、内容を精査し、速やかに助成金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、自主防災会が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたと認めるときは、助成金の交付を取り消し、助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(効果調査)

第11条 町長は、事業が完了した助成事業について、必要に応じて効果調査を実施できるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日より施行する。